

事業系廃棄物 適正処理 パンフレット

事業所から発生するごみの処理は、
排出事業者の責任です
適切に分別し、
減量化・資源化に努めましょう

目次	ページ
1. 事業者の責務	1
2. 廃棄物の区分	3
3. 事業系廃棄物の分別	5
4. 事業系廃棄物の処理方法	7
5. 廃棄物の減量化・資源化	9
6. 品目ごとの分別早見表	11
7. よくある質問	13

1. 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)第3条と「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第4条で、事業者の責務として以下4つの事項が定められています。

①事業系廃棄物の処理は自己責任

事業活動に伴って生じた廃棄物は自ら処理場まで運搬するか、許可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければならない。

②廃棄物の再生利用と減量化

廃棄物の再利用を積極的に推進し、その減量に努めなければならない。

③処分することを考えた商品づくり

物の構造・加工・販売においては、廃棄物処理やリサイクルしやすい製品、容器等を開発するとともに、廃棄物となった場合の処理方法についての情報提供を行わなければならない。

④国や自治体の施策に協力

廃棄物の減量や適正処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければならない。

廃棄物処理法のルールを守らないと、事業者の皆さんも罰則を受ける場合があります。



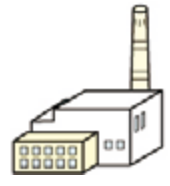
事業系ごみを家庭ごみとして処理することはできません。



廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨ててはいけません。



許可を持っていない業者に処理させてはいけません。



事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に出すことは、不法投棄になり、廃棄物処理法に違反する行為です。

廃棄物を適法な施設以外で焼却したり、みだりに捨てたりする行為は、廃棄物処理法違反になります。

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう。

**罰則：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はこの併科
(法人も3億円以下の罰金)**

廃棄物の発生を抑制しましょう

事業所から発生する廃棄物については、廃棄物処理法及び関連リサイクル法等の関係法令を遵守し、発生抑制及び、適正処理に努めなければなりません。

また、「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、日量平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する場合、つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書を毎年4月30日までに環境衛生課へ提出してください。

適切な分別を徹底しましょう

分別徹底による廃棄物の適正処理とリサイクル推進に協力してください。つくばサステナスクエアでは、収集運搬車の搬入物を展開させて分別状況を確認する搬入検査を行っています。

燃やせるごみの搬入検査で、資源化できる段ボールなどの紙類や廃プラスチック(発泡スチロールやPPバンドなど)の混入が見受けられます。紙類については、可能な限り紙資源回収業者に引き取りを依頼し、リサイクルに努めてください。また、廃プラスチックはきちんと分別して、産業廃棄物として適正な処理をお願いします。



段ボール



PPバンド



廃プラスチック

廃棄物の飛散・流出を防止しましょう

廃棄物処理法により排出者は廃棄物の処理を行うまで、廃棄物が飛散、流出及び地下への浸透などにより、悪臭が発生しないように措置を講じなければなりませんとされています。

排出時にカラスや猫などの小動物による廃棄物散乱の被害が増えています。ふた付きの容器やカラス避けネット等を適正に利用して、対策を講じてください。

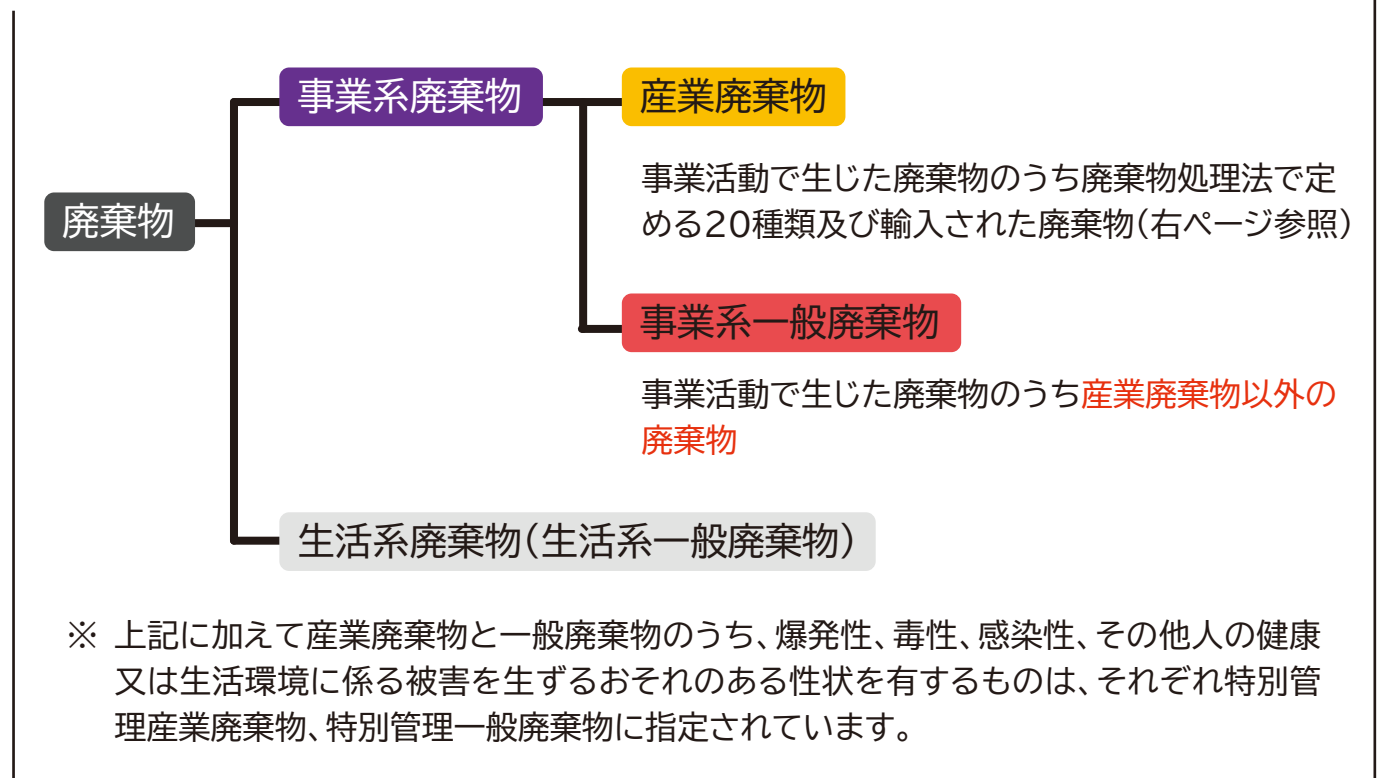


2. 廃棄物の区分

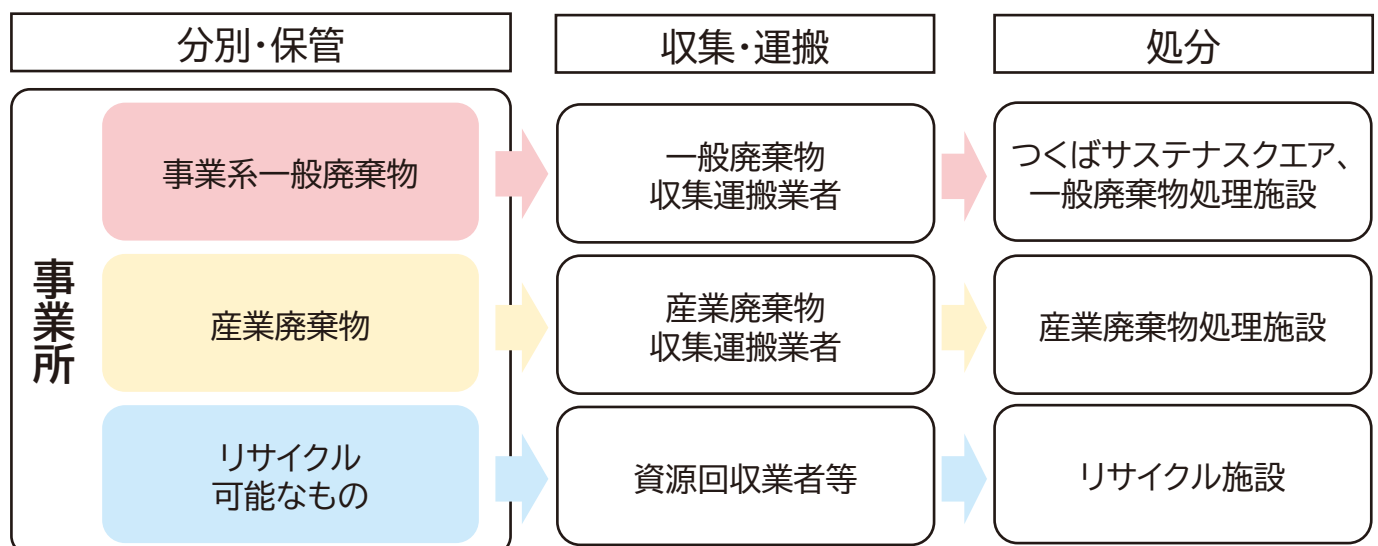
(1) 廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができない為に不要となった、固形又は液状のものをいいます。

(2) 廃棄物の種類



(3) 事業系廃棄物の基本的な処理の流れ



※事業者自身(自社)による運搬も可能です。

(4) 産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴って生じたもの

	種類	具体例
①	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら、その他焼却かすなど
②	污泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のものなど
③	廃油	潤滑油、洗浄用油、動植物性油、溶剤、タールピッチなど
④	廃酸	酸性の廃液
⑤	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂・合成繊維・合成ゴムくず、廃タイヤなどのすべての合成高分子化合物
⑦	ゴムくず	天然ゴムくず
⑧	金属くず	鉄くず、アルミくずなど
⑨	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くずなど
⑩	鉱さい	スラグ、廃鑄物砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭など
⑪	がれき類	建築廃棄物のコンクリート、アスファルト、レンガ破片など
⑫	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん

特定の事業活動に伴って生じたもの

	種類	業種例
⑬	紙くず	建設業、紙製造業、製本業
⑭	木くず	建設業、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業 ※貨物流通のために使用したパレットはすべての業種が対象
⑮	繊維くず	建設業、繊維工業
⑯	動物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
⑰	動植物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じる骨等の固形不要物
⑱	動物のふん尿	酪農業、養豚業、養鶏業、実験用動物飼育業、愛玩動物飼育業 (例：ペットのブリーダー)
⑲	動物の死体	酪農業、養豚業、養鶏業、実験用動物飼育業、愛玩動物飼育業 (例：ペットのブリーダー)

⑳上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないものも産業廃棄物に該当します。

3. 事業系廃棄物の分別

(1) 事業系一般廃棄物

一般ごみ(燃やせるごみ)

- ◆ 分別を徹底して、できる限りリサイクルすることで、減量化に努めてください。



使用済みのティッシュペーパー、草、落ち葉など

生ごみ(食品残渣)

- ◆ 食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、**産業廃棄物**です。
- ◆ 食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。



リサイクルできない紙類



汚れや匂いの
ついているもの



圧着はがき



カーボン紙



写真

- ◆ 建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、**産業廃棄物**です。

資源化(リサイクル)可能な紙類



段ボール



新聞紙



雑誌類・雑がみ

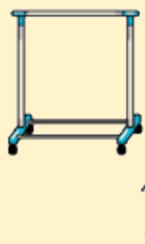
- ◆ 古紙類は品目ごとに分別し、古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の処理業者へ委託し、リサイクルしてください。
- ◆ 建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、**産業廃棄物**です。

つくばサステナスクエアに直接搬入するか
一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託してください。

リサイクル業者が一般廃棄物の処理業者に
委託してください。

(2) 産業廃棄物

金属類



缶類(スプレー缶など)、金属類、その他金属製のもの(事務所の机、椅子、ロッカーなど)

ガラス・陶磁器類



コップ、ガラス類、陶器類、植木鉢、蛍光灯(※)など

※ 蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物です。

電池



アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池など

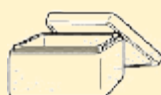
※ 産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物です。

廃油



食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど

プラスチック類



クリアファイル、バインダー、ボールペン、発泡スチロール、食品トレイ、梱包用PPバンド、ラップ類、カラーコーン、カセットテープ、CD、DVD、ヘルメット、化学合成繊維(カーテン、作業服など)、タイヤ、塩ビパイプ、ポリバケツ、アクリルパネル、スポンジ、ナイロンタオル、点滴のパック、チューブなど

※ 事業所から排出されるプラスチック製品は産業廃棄物になります。

◆ できる限り、資源化業者に資源化処理を委託してください。

缶、びん、ペットボトル



◆ できる限り、納入業者やリサイクル業者に委託し、資源化処理してください。

家電製品



産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。**家電製品は市の処理施設への搬入はできません。**

家電リサイクル対象品目

(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・洗濯乾燥機)



新旧製品の販売業者への引取依頼や産業廃棄物処理業者への委託、自ら指定引取場所へ運搬するなど適正処理してください。(家電リサイクル券の購入が必要です。)

産業廃棄物処理の許可業者へ委託し、適正に処分してください。

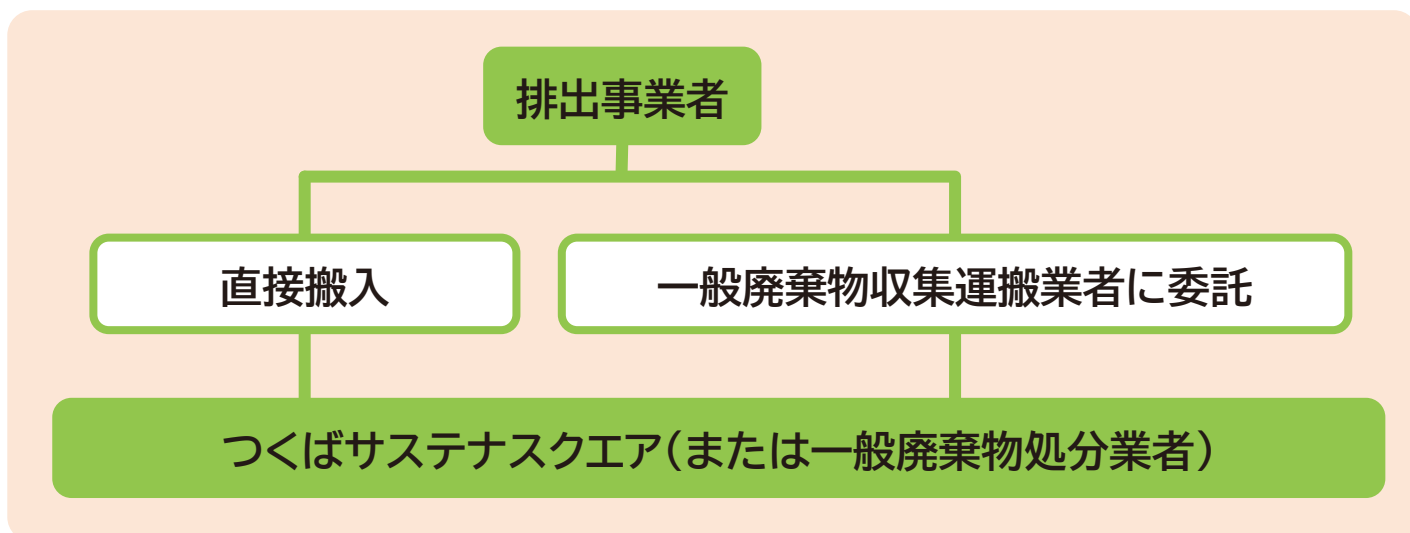
リサイクル業者が産業廃棄物の処理業者に委託してください。

4. 事業系廃棄物の処理方法

(1) 事業系一般廃棄物の処理方法

事業所から排出されるごみは、事業者の責任で処分しなければなりません。

廃棄物を自社で運搬するか、一般廃棄物の収集運搬許可を持つ業者に委託して、つくばサステナスクエア(市の処理施設)または一般廃棄物の処分許可を持つ業者の処理施設に搬入してください。



つくばサステナスクエアへ直接搬入する方法

搬入できるごみは、原則として資源化できるものを除く一般廃棄物で、その発生場所がつくば市内であるものに限られます。事業者が自ら市の処理施設に搬入する場合、処理手数料が必要です。

搬入 場所

つくばサステナスクエア

所在地:つくば市水守2339番地

電話:029-867-1379

※土曜日、祝日の電話対応は、録音音声となります。

搬入 方法

- ◆ 廃棄物を積んでつくばサステナスクエアに行き、窓口で搬入申込書を記入してください。
- ◆ 覆いのない車両(トラック等)で持ち込む場合は、走行中に廃棄物が飛散、落下しないようにシート等をかけてください。

受付 時間

- ◆ 平日 8:30~16:30
- ◆ 土曜日 8:30~11:30
- ◆ 祝日(土曜日を除く) 8:30~12:00、13:00~16:30
- ◆ 日曜日 休み

処理 手数料

10kgにつき**190円**

(10kg未満の端数は、その数量を10kgとして計算します。)

つくば市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託する方法

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合、次のステップを参考に業者と契約してください。

ステップ1

廃棄物の種類と量の把握

- 1日に排出する事業系一般廃棄物の種類や量を確認しましょう。



ステップ2

一般廃棄物収集運搬業者を選ぶ

- 業者については、環境衛生課にお問合せいただくか、**市のホームページで確認して下さい**。委託料金は業者や数量、頻度によって異なりますので、個別にご確認ください。



ステップ3

一般廃棄物収集運搬業者と相談

- 営業日数を考慮して、1週間に何回くらい、何時ごろに収集してもらいたいのか検討しましょう。また、あらかじめ廃棄物の排出場所も相談しましょう。



ステップ4

一般廃棄物収集運搬業者と
処理委託契約を締結

- 委託する際には、業者がつくば市の許可業者であることを確認するために**許可証の内容と有効期限**を必ず確認してください。
- 事業系一般廃棄物の収集運搬を委託した業者は、ほかの業者への**再委託が禁止**されています。
- 契約の際、委託内容を遂行できる車両、台数を有していることを確認してください。
- 契約は書面で締結するようにしてください。



一般廃棄物許可業者一覧は
こちらから⇒



(2) 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設へ自ら搬入するか産業廃棄物処理業者へ委託する方法があります。なお、委託にあたり収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面で契約をすること、産業廃棄物の引き渡しにおいて産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付すること等、事業系一般廃棄物と扱いが異なる点があるので注意してください。

詳しくは、茨城県県南県民センターまたは一般社団法人茨城県産業資源循環協会までお問合せください。また、**一般社団法人茨城県産業資源循環協会のホームページで、茨城県内の産業廃棄物処理許可業者を地域や扱い品目別に検索**できます。

※つくばサステナスクエアには搬入できません！

5. 廃棄物の減量化・資源化

ごみを減らす第一歩は、ごみを適切に分別することです。事業所内で分別できる環境づくりをしましょう。

ごみ減量のメリット

①処理コストの削減

ごみの量が減ることで、ごみ処理にかかるコストを削減できます。

②企業のイメージアップ

ごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップに繋がります。

③地球環境保全

事業者などのごみ減量等の取組により、資源保全、省エネルギーなど、次の世代に良い環境を残すことができます。

古紙の減量・リサイクル

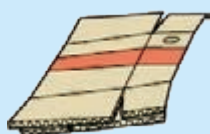
①古紙の発生抑制

《減量のポイント》

- 電子メールや記憶メディアを活用して社内のペーパーレス化を推進しましょう。
- 連絡文書などは回覧や掲示にすることで作成部数を減らしましょう。
- 両面コピーを積極的に使いましょう。
- メモ書きは裏面を利用しましょう。

②分別の徹底

発生した古紙は、段ボール・新聞紙・雑誌・雑がみ(コピー用紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙)などの種類ごとに分別しましょう。



段ボール



新聞紙



雑誌



封筒

※雑がみ: お菓子などの空き箱、包装紙、封筒などリサイクルできる紙資源

③資源化

ごみになってしまうものも資源物としてリサイクル可能なものがたくさんあります。きちんと分別して資源物回収業者に出せば、無料での引き取りや買い取ってくれる場合があります。

- シュレッダー処理したものでも引き受けることもあります。
- 感熱紙、カーボン紙、耐水紙など紙でもリサイクルできない紙もあるので注意しましょう。

※ 詳しくは資源物回収業者にお問い合わせください。

生ごみの減量・リサイクル

①生ごみの発生抑制

《減量のポイント》

- 食材を仕入れるときは、多すぎることがないように発注しましょう。
- 小盛メニューやばら売りの導入を検討しましょう。
- 食品を作りすぎないように心がけましょう。

②水切りの徹底

生ごみの80%は水分です。水切りをすることで大幅に減量することができ、処理費用の削減にも繋がります。

③リサイクル

生ごみを飼料・たい肥・エネルギーなどへリサイクルしている業者に処理を委託しましょう。生ごみ処理機を活用し、リサイクルしましょう。

びん・かん・ペットボトルのリサイクル

- これらの廃棄物は「産業廃棄物」に該当するので、事業系一般廃棄物とは分別して保管し、資源化に努めてください。
- ふたをとる、ラベルをはがすなど、きれいに分別すれば買い取り額が上がることがあります。
- 飲料自動販売機を設置している事業所は納入業者に引き取ってもらいましょう。



～ごみ減量にひと工夫～

自動販売機の近くに…



かん・びん



ペットボトル



キャップ入れ

デスクの近くに…



ごみ箱



雑がみ回収袋

ごみ箱の種類を増やすと、不思議と分別する習慣がついてきますので実践してみましょう。また、分別していても排出時に混ぜてしまえば分別の意味がなくなりますので、注意しましょう。

6. 品目ごとの分別早見表

一廃 事業系一般廃棄物

産廃 産業廃棄物

リサ リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載

※「水銀使用製品産業廃棄物(水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの)」は「水銀廃棄物」と記載。

	名称	分類	産廃品目	備考
あ	空き缶	産廃	金属くず	
		リサ		
	空き瓶	産廃	ガラスくず	
		リサ		
	アクリル板	産廃	廃プラ	
	アルミサッシ	産廃	金属くず	
い	衣装ケース	産廃	廃プラ	
	一斗缶	産廃	金属くず	
	椅子(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
	椅子(木製)	一廃		木製品製造業等は産廃
	衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
う	うちわ(骨がプラ製)	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排出が望ましい
え	エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	LED照明	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	鉛筆	一廃		
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
お	OA用紙	リサ		
か	化学繊維品	産廃	廃プラ	
	傘	産廃	廃プラ 金属くず	
	カセットテープ	産廃	廃プラ	
	カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切る
	カッターナイフ	産廃	金属くず	
	紙くず	リサ		
	壁紙	産廃	廃プラ	
	紙袋(紙のみ)	リサ		
	紙袋(内側がプラ加工)	一廃		プラ部分を分離した排出が望ましい
	ガラス製品	産廃	ガラスくず	
	紙箱	リサ		
	紙パック	リサ		
	紙やすり	一廃		
	瓦	産廃	陶磁器くず	
	乾燥剤シリカゲル	産廃	汚泥	

	名称	分類	産廃品目	備考
き	記憶メディア(CD、DVD)	産廃	廃プラ	
	金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
	金属製品	産廃	金属くず	
く	靴(天然皮革・繊維製)	一廃		
	靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
	クリアファイル	産廃	廃プラ	
け	蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物
	結束バンド	産廃	廃プラ	
こ	小型家電製品(電話、プリンター等)	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
	ゴム製品(合成ゴム製品)	産廃	廃プラ	
さ	雑がみ	リサ		
し	シールの台紙	一廃		
	磁気カード(プラ製)	産廃	廃プラ	
	磁気カード(紙製)	一廃		紙加工品製造業などは産廃
	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ	芯は一廃
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
	シュレッダーくず	リサ		
	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
す	新聞・雑誌	リサ		
	スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
	ストロー	産廃	廃プラ	
	スポンジ	産廃	廃プラ	
	炭(未使用)	一廃		
	スリッパ	産廃	廃プラ	
	生花	一廃		
せ	石鹸	産廃	廃油	
	洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	剪定枝・刈草	一廃		
		リサ		

	名称	分類	産廃品目	備考
た	体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は水銀廃棄物
	体温計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず	
	台車	産廃	廃プラ 金属くず	
	タイヤ	産廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	
	たばこ(吸い殻)	一廃		
	段ボール	リサ		
つ	机(事務用)	産廃	金属くず 廃プラ	
	机(木製)	一廃		木製品製造業等は産廃
て	テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
	電球	産廃	金属くず ガラスくず	
	電池	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
と	陶器	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	金属くず	
	塗料(固形)	産廃	廃プラ	
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	
な	長靴	産廃		
	生ごみ(塵芥類)	一廃 リサ		食料品製造業などは産廃
	南京錠	産廃	金属くず	
ね	ネット	産廃	廃プラ	
	粘着テープ(紙・布製)	一廃		
	粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
は	灰	産廃	燃えがら	
	廃食用油	産廃	廃油	
	パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	バッテリー	産廃	廃酸 廃アルカリ 廃プラ 金属くず	一部水銀廃棄物
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	

	名称	分類	産廃品目	備考
は	刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	パレット(木製)	産廃	木くず	業種によらず産廃
	パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
	ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ひ	ビデオテープ	産廃	廃プラ	
	ビニールホース	産廃	廃プラ	
ふ	フィルム	産廃	廃プラ	
	プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
	古布(衣類・毛布)	一廃 リサ		化学繊維は産廃
へ	ペットボトル	産廃 リサ	廃プラ	
	ヘルメット	産廃	廃プラ	
ほ	ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
	包装紙(内側がプラ加工)	一廃		プラ部分を分離した排出が望ましい
	包装紙(紙のみ)	リサ		
	ボールペン	産廃	廃プラ	
	ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ま	ポリバケツ	産廃	廃プラ	
	保冷剤	産廃	廃プラ	
	マウスパッド	産廃	廃プラ	
	巻き尺	産廃	廃プラ	
め	マグネット	産廃	金属くず	
	マッチ	一廃		
も	メディアケース(CD、DVD等)	産廃	廃プラ	
も	モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物
ら	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切る
	ラップ類	産廃	廃プラ	こと
れ	レインコート	産廃	廃プラ	
	冷蔵庫・冷凍庫	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋	産廃	廃プラ	
	れんが	産廃	陶磁器くず	
ろ	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	割り箸	一廃		

7. よくある質問

Q 事業系ごみとは何ですか。

A 一般家庭から排出される廃棄物と区別して、会社、事務所、店舗、工場などあらゆる事業活動に伴って排出される廃棄物のことをいいます。

Q どういうものが事業系一般廃棄物なのですか。

A 廃棄物処理法第2条第2項で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいう」と定められています。

家庭から生じるごみや、事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

Q 事業所で使っていた家庭用冷蔵庫やテレビ(業務用タイプではない)は、家電リサイクル法の対象ですか。

A いわゆる家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象です。

業務用機器は産業廃棄物として適正に処理してください。(6ページ参照)

Q 事業活動で出たごみを家庭ごみの集積所に出せますか。

A 家庭ごみの集積所は、生活系一般廃棄物を市が回収するための場所です。事業者自らの責任でごみを処理していることになりませんので、出せません。

Q 店舗兼住居の場合、ごみは全て家庭ごみとして出せますか。

A 事業に伴って出たごみは、家庭ごみとして出せません。

事業系一般廃棄物と、住居で発生した生活系ごみをきちんと分別して、それぞれ適正に処理してください。

Q 事業活動で生じた新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ缶などは、地域の集団回収に出せますか。

A 地域の集団回収は家庭から出る資源物を収集する活動です。事業所から出る資源物を出すことはできません。

リサイクル業者に処理を委託できる場合もあります。

Q 従業員が休憩時間に飲食するために職場へ持ち込んだペットボトル、かん、びん、プラスチック容器(弁当がら)は、市の処理施設で受け入れてもらえますか。

A 従業員が休憩時間に飲食するために持ち込んだものに限り、市の処理施設で受け入れます。

Q 事業活動で生じた蛍光灯や充電式電池を、市の拠点回収場所に排出してよいですか。

A 拠点回収場所は一般家庭から排出されるものが対象ですので、排出しないでください。事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物に該当するので、民間処理業者に処理を委託してください。(6ページ参照)

Q し尿を含むビルピット汚泥は産業廃棄物ですか。

A し尿を含む場合は、一般廃棄物に該当します。し尿を含むビルピット汚泥の収集運搬許可を受けている業者に依頼してください。

Q グループホームで発生する廃棄物はどのように扱えばよいですか。

A 事業活動に伴って生じる廃棄物は、発生場所が一軒家であっても事業系廃棄物になりますので、家庭ごみの集積所には出せませんが、グループホームの場合は、運営形態によって取扱いが異なります。

利用者が居住している実態がある場合は居住部分で発生した廃棄物は生活系廃棄物とみなすことができますが、日中のみの利用等の場合は生活系廃棄物ではなく、事業活動に伴って生じた事業系廃棄物として事業者が適正に処理するものになります。

なお、いずれの場合においても、居住部分以外の事務等で生じたものは、事業系廃棄物となります。

お問い合わせ

◆事業系一般廃棄物について

○つくば市生活環境部環境衛生課

所在地：つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111



◆つくばサステナスクエアへの自己搬入について

○つくばサステナスクエア

所在地：つくば市水守2339番地

電話：029-867-1379



◆産業廃棄物について

○茨城県県南県民センター環境・保安課

所在地：土浦市真鍋五丁目17番26号 土浦合同庁舎本庁舎2階

電話：029-822-8364

ホームページ：<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/nanse/kankyo.html>

○一般社団法人茨城県産業資源循環協会

所在地：茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階

電話：029-301-7100

ホームページ：<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/>

※ホームページ上で、産業廃棄物処理許可業者を地域や扱い品目別に検索できます。